

登録事業者向け 規制のサンドボックス制度に係る手続き

～賃貸取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験～

令和元年7月

国土交通省
土地・建設産業局 不動産課

規制のサンドボックス制度(概要)

「新技術等実証制度」(規制のサンドボックス制度)について

生産性向上特別措置法（平成30年6月6日施行。以下「法」という。）に基づき、新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度（「規制のサンドボックス制度」）が創設されました。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けないことなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進する制度。

○規制のサンドボックス制度の手続きフロー(P8参照)

事業者（登録事業者）が計画を申請し、申請を受けた主務大臣（国土交通大臣等）は計画に対する見解を革新的事業活動評価委員会へ送付。これに対し委員会から通知された意見を踏まえ、主務大臣（国土交通大臣等）が計画を認定（登録事業者）・公表（国交省HP）。

規制のサンドボックス制度の活用に伴う社会実験フローにおける追加項目

社会実験における追加項目

具体的な対応方法

①事業者登録時
・サンドボックス制度への申請の同意



事業者登録時に表示される申請同意画面の内容を確認し「同意ボタン」をクリック
※同意を得られない場合は登録不可

②説明の相手方からの同意取得時
・サンドボックス制度を活用していることへの同意の取得



国交省HPに掲載するサンドボックス制度の認定証の写し及び認定リストを説明の相手方に対し同意取得時に提示

③宅地建物取引士向けアンケート回答時
・説明の相手方に対するサンドボックス制度に係る同意取得の有無

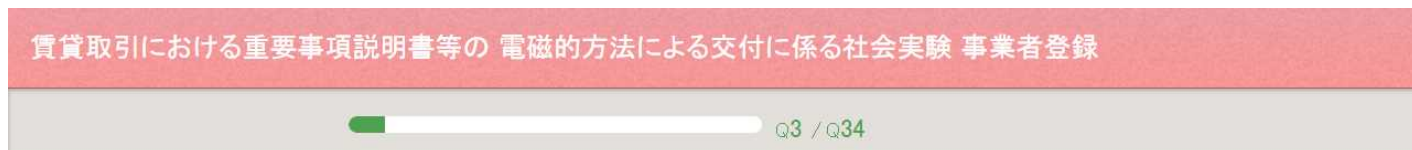


アンケート記載の該当項目に回答

規制のサンドボックス制度(概要)

①事業者登録時

- ・新技術等認証制度（規制のサンドボックス制度）への申請同意画面



事業者登録画面

本社会実験は、生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)に定められている、新技術等実証制度(いわゆる「規制のサンドボックス制度」)を活用して行うものです。サンドボックス制度の概要は以下のとおりです。

本社会実験へのご参加にあたっては、サンドボックス制度の趣旨をご理解頂き、下記について同意いただく必要がございます。

サンドボックス制度 概要

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/regulatorysandbox.html>

01.本実験は、法に基づき、新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため創設された、新技術等実証制度(いわゆる「規制のサンドボックス制度」)を活用した取り組みです。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進する制度です。

以上の事項に同意しますか。

※同意いただけない場合は、登録することができません。

*

同意する

(イメージ)

規制のサンドボックス制度(概要)

- ・ 新技術等実証計画（規制のサンドボックス制度）の認定申請書

サンプル

同意に当たっては、以下のURLの遷移先ページの内容を必ずご確認ください。
法に基づき提出する新技術等実証計画案を確認することができます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001298851.pdf>

*

確認した

様式第七（第4条関係）

新技術等実証計画の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
国土交通大臣 石井 啓一 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

国土交通省が事業者
として決定した宅地
建物取引業者

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

本件実証は、賃貸取引における事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験の

規制のサンドボックス制度(概要)

○新技術等実証計画（規制のサンドボックス制度）の認定申請の概要

(1) 新技術等及び革新的事業活動の内容

賃貸取引を対象とした、重要事項説明書等の電子書面交付。

(2) 実証の内容及びその実施方法

賃貸取引を対象とした、借主に対する重要事項説明書等の電子書面交付について行う。

(3) 新技術等実証の実施期間及び実施場所

(実施期間) 令和元年10月～

(実施場所) 申請者の事務所（宅建業法の届出をしているものに限る）において実施

(4) 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

(参加者等の範囲) 説明の相手方

(同意の取得方法) 宅地建物取引業者が、説明の相手方（借主）に対し、メール等の電子的手法による交付についての同意を取得する

(5) 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

各宅地建物取引業者が自己資金の範囲で実施する。

規制のサンドボックス制度(概要)

②説明の相手方からの同意取得時

- ・新技術等認証制度（規制のサンドボックス制度）への同意書様式

※登録事業者が国交省HPからダウンロードして活用

<p>重要事項説明書等の電磁的方法による交付の 社会実験実施に係る同意事項</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: 150px; margin: 0 auto;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">サンプル</p> </div>
<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">作成者</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">（登録事業者名）</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">（宅地建物取引士名）</p>	
<p>1. 重要事項説明書等の電磁的方法による交付の社会実験実施の位置づけ</p> <p>① 本重要事項説明は、国土交通省の定める「賃貸取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験実施のためのガイドライン」に則り、社会実験として実施されます。</p> <p>② 本社会実験は、生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）に定められている新技術等実証制度（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）を活用して実施されます。</p> <p>③ 社会実験として実施されるため、重要事項説明書等の電磁的方法による交付の社会実験実施中の状況は、登録事業者において録画・録音されます。</p> <p>④ 前項で取得した録音・録画データ・記録媒体については、社会実験の実施期間中、登録事業者において管理いたします。また必要に応じて、国土交通省に提出いたします。</p> <p>⑤ 社会実験の効果評価を行うため、説明の相手方には、説明直後及び契約に至った場合には、契約後にアンケート調査にご協力いただく必要があります。またその結果については、国土交通省に提出されます。</p>	

規制のサンドボックス制度(概要)

- ・ 新技術等認証制度（規制のサンドボックス制度）の認定証

サンプル

様式第十（第6条関係）

新技術等実証計画の認定証

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった新技術等実証計画は、次に記載する生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第4項各号のいずれにも適合することが認められました。

- 1 当該新技術等実証計画が革新的事業活動実行計画及び基本方針に照らし適切なものであること。
- 2 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証（法第11条第3項第4号に規定する同意の取得を含む。）が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 3 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令並びに法第11条第3項第6号に掲げる新技術等関係規定に違反するものでないこと。

規制のサンドボックス制度(概要)

③宅地建物取引士向けアンケート回収時

・宅地建物取引士向けアンケートの回答画面

賃貸取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験宅地建物取引士向け アンケート(重説直後)

説明の相手方に、本実験が「新技術等実証制度」(規制のサンドボックス制度)を活用した実験であることについて同意を得ましたか。

【必ず回答】

- 同意を得た
- 同意を得ていない

イメージ

戻る

回答破棄

次へ

規制のサンドボックス制度(概要)

【参考】規制のサンドボックス制度の手続きフロー

事業者が計画を申請し、申請を受けた主務大臣は計画に対する見解を革新的事業活動評価委員会へ送付。これに対し委員会から通知された意見を踏まえ、主務大臣が計画を認定・公表。



※第1回革新的事業活動評価委員会資料より抜粋